

令和5年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

令和5年9月13日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第46号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第47号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第48号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第49号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 5 議案第51号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第52号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第50号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 発委第 4号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 請願第 3号 志比北小学校統廃合問題再考のお願い
- 第10 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒 井 圭 治 君
- 2番 長 岡 千 恵 子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 4番 朝 井 征 一 郎 君
- 5番 清 水 紀 人 君
- 6番 金 元 直 栄 君
- 7番 森 山 充 君

8番 清水 憲一 君  
 10番 齋藤 則男 君  
 11番 上田 誠 君  
 12番 松川 正樹 君  
 13番 楠 圭介 君  
 14番 中村 勘太郎 君

4 欠席議員（1名）

9番 滝波 登喜男 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

|        |   |         |
|--------|---|---------|
| 町      | 長 | 河合 永充 君 |
| 副町     | 長 | 北川 善一 君 |
| 教育     | 長 | 室 秀典 君  |
| 消防     | 長 | 宮川 昌士 君 |
| 総務課    | 長 | 吉川 貞夫 君 |
| 契約管財課  | 長 | 竹澤 隆一 君 |
| 防災安全課  | 長 | 吉田 仁 君  |
| 財政課    | 長 | 多田 和憲 君 |
| 総合政策課  | 長 | 清水 智昭 君 |
| 住民税務課  | 長 | 原 武史 君  |
| 会計課    | 長 | 石田 常久 君 |
| 福祉保健課  | 長 | 木村 勇樹 君 |
| 子育て支援課 | 長 | 島田 通正 君 |
| 農林課    | 長 | 黒川 浩徳 君 |
| 商工観光課  | 長 | 江守 直美 君 |
| 建設課    | 長 | 家根 孝二 君 |
| えい住支援課 | 長 | 深水 正康 君 |
| 上下水道課  | 長 | 勝見 博貴 君 |
| 学校教育課  | 長 | 山口 健二 君 |
| 生涯学習課  | 長 | 朝日 清智 君 |

6 会議のために出席した事務局職員

|             |             |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 清 水 和 仁 君   |
| 書           | 記 酒 井 春 美 君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本定例会はクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第46号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（中村勘太郎君） 討論があるということで。

討論に入ります。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○11番（上田 誠君） それでは、私のほうから討論をさせていただきます。9月定例一般会計に対しての私の反対討論であります。

この一般会計9月補正予算案は、7月13日の大雨による復旧予算、また今年に入り、住民生活に直結する物価高騰によるエネルギーとか食料品等の価格高騰に対する給食の補填ですとか、そういうものの支援の策の補正もあります。また、人口減少、少子化など若い世代、子育て世帯に対する支援、また、近年多発する災害に対する防災への予算等、全ての予算に対して反対するものではありません。

しかしながら、現在進められています志比北小学校の統廃合については、後ほど当委員会に請願にありますように、この件を重く鑑みるに当たり、同地区の今後を考えると、いま一度立ち止まって住民の方々と再度考慮するものが必要だというふうに思っております。このことを考えると、スクールバスの試行運転の予算は早計であるというふうに私は考えております。そういうことから、この予算については認めることはできないので反対の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほか討論はありませんか。

○6番（金元直栄君） 私は9月定例会補正予算については、反対の立場を取る立場ですけれども、理由としましては、今予算については、災害復旧や物価高騰に対するいろんな支援、そういうことについては、本当に生活に大事な予算があることについては認めるところであります。

ただ、志比北小学校の統廃合の問題に関する予算が出てきております。予算が計上されての採択というのは初めてのことになると思います。町長は、所信表明などにもこの問題への予算計上も含めた問題への理由をこれまで語ってこられませんでした。一般討論や、一般質問なんかではあります。

一方で、住民からの請願という形で明確に統廃合を見直してほしいという宣言も議会にも出されているところであります。そんな中、今の学校をなくす方向には、本当に町としてはどんどんと強引に進めているという私の見方でありますけれども、今後、どうしていくのかについてはあまり語られていない、学校の在り方含めて。それで、今回の予算計上でありますから、これでよいのでしょうか。町長は本当に、この理由をもっと、予算計上の理由を語るべきではないか。それが機会聞かれないのはやっぱり寂しいところだと思います。

そういう意味で、私は反対の立場を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

○3番（川崎直文君） 3番川崎です。私は、今回の9月補正予算に対して賛成の立場から、賛成討論を行います。

今回の補正予算、総額で1億2,878万5,000円の補正予算が提出されました。物価高騰対策が民生費として幼稚園等の給食賄材料費として321万5,000円、そして幼稚園児等の給食賄材料費15万3,000円、そして商工費として、価格高騰等負担緩和給付金として経営環境改善事業補助金として合計3,270万円が計上されております。

さらに、子育て支援関係では、町内にある全ての公立園でゼロ歳児保育を実施するための2つの園の改修費用として196万4,000円という予算が計上されております。

教育費関係では、学校再編整備事業として、志比北小学校と志比小学校の統合に向け、体操服の支給、スクールバスの試験運行の学校再編整備事業として、118万2,000円の予算が計上されております。

以上、提出された一般会計補正予算につきましては、議会として委員会として9月7日の第1審議において、十分に審議をされました。慎重なる審議の結果、妥当で賛成するものであります。今回、計上の各事業の早期の実施をすることを付して賛成討論としたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

○2番（長岡千恵子君） 私は反対というか、どちらかといいますと賛否には参加できないという立場を取りたいと思います。と言いますのは、9月の定例議会において提案されました補正予算について、本町の住民の生活を守る上で必要な予算であるということは十分理解しております。その中で、スクールバスの試運転用のバスの借上げ料が計上されておりましたけれども、来年春の統合に向けて、その事業であるということは理解できます。

ところが、やはり今現在、当該地区の一集落からではありますけれども、統合について再考という要望が出ております。この内容については、全面的に解決に至っているというわけではありませんし、まだまだお話し合いをして、率直なご意見を聞いて、その中で判断をすべきというふうに考えます。そういったところから考えますと、やはり今回のこの予算に対して、賛否を判断するというのが非常に難しい状況の中に私は立っています。

よって、今回のこの議案第46号につきましては、賛否には参加せず、退席をもって示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数でございます。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第47号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、議案第47号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議のほう、提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第47号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第48号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、議案第48号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第48号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第49号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第4、議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

---

(午前10時16分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第5 議案第51号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） これより、日程第5、議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

なお、本定例会で上程されました議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算については、先ほど日程第1において全て可決されております。これにより生じた語句の整理につきましては、議長の議事整理権により、整理後の資料をお手元に配付しておりますので、よろしくお願いたします。

これより第3審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第52号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

なお、本定例会で上程されました議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算については、先ほど日程第4において既に可決されております。これによって生じた語句の整理につきましては、議長の議事整理権により、整理後の資料をお手元に配付しておりますので、よろしくお願をいたします。

これより第3審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第50号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第7、議案第50号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行い、自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第50号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 発委第4号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、発委第4号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、の件を議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員長より議案が提出されております。会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

○11番(上田 誠君) それでは、今ほどご案内ありました、発委第4号について

提案理由を述べさせていただきます。

ただいま上程いただきました発委第4号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。この条例の第4条の2、第2項の議会運営委員会の委員の定数を8名から7名に改めるものでございます。永平寺町議会議員定数は、永平寺町議会議員の定数を定める条例において14名と定められておりますが、平成28年3月31日の改正前は、18人となっております。平成30年の改選時から議員定数が14人と4人減ることになりましたが、議会運営委員会の定数は8人のまま据え置かれており、現状にそぐわないため、1名減の7名とするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

発委第4号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 請願第3号 志比北小学校統廃合問題再考のお願いについて～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、請願第3号、志比北小学校統廃合問題再考のお願い、の件を議題といたします。

本件は、去る令和5年5月29日学校再編検討特別委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

- 4番（朝井征一郎君） 去る9月6日、学校再編検討委員会を開催いたしました。出席者全員でございます。ただいま言われた請願書についての審議をさせていただきました。そして、審査の結果はお手元のとおり、採決をやるということに決しまして、採択はゼロ、不採択7、一部採択が5、継続審議が1ということで、最終的に不採択となりました。

以上です。

- 議長（中村勘太郎君） なお、本件については、上田委員ほか4名から、会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

- 11番（上田 誠君） ただ今、議長のほうからご報告がありましたとおり、令和5年9月6日の学校再編検討特別委員会において留保した少数意見を、次のとおり、会議規則76条の第2項の規定により報告させていただきます。

記、1番、議案番号請願第3号、志比北小学校統廃合問題再考のお願い。

2、意見の要旨、栃原地区住民から提出された「志比北小学校統廃合問題再考のお願い」の請願書については、最も重要な点は志比北小学校存続に向けて、住民自ら3つの要望を考え、提案したことです。

そこには、北小学校児童減少対策、子育て環境整備や北地区の人口減少対策として、子や孫に住みやすい町を残したい、継承したいという強い思いがあります。

このことは、住民自治の観点から非常に重要なことだと永平寺町議会は受け止めなければなりません。

永平寺町にも同じ内容の要望書が提出され、町はこの要望書を重く受け止め、3つの要望のうち2つについては取り組む回答をされています。

現段階では、統合準備が進んでいますが、近い将来、学校再開に向けた環境が整うよう、地域・行政・議会が取り組んでいくことが重要だと考えます。

よって、栃原地区からの「志比北小学校統廃合問題再考のお願い」の請願については、一部採択とすべきであります。

以上、当特別委員会提案者として、特別委員会上田誠、並びに賛同者松川正樹氏、長岡千恵子氏、金元直栄氏、齋藤則男氏の賛同を得て、報告するものであり

ます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより、委員長の報告及び少数意見報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。委員長報告は不採択で、したがって、原案に賛成の討論の発言を許します。

○11番（上田 誠君） それでは、賛成の討論をさせていただきます。

自由討議につきましては、委員会で皆さんと討議させていただきましたので割愛させていただきますが、この「志比北小学校統廃合問題再考のお願い」は、今ほど少数意見の発表をさせていただきましたが、栃原区より提出されたこの請願が6月議会に提案され、継続審査となっているものであります。

その内容は、今般、行政の示した志比小学校との統合、それに伴い志比北小学校廃校の再考を進めている現状のその再考をお願いするものであります。また、その趣旨として同地区の課題となっている志比北小学校児童数減少の対策とか、子育て環境、保育園のゼロ歳児対応の整備や同地区の人口減少対策、今後いろいろな形でのその対策について話し合おうというものであります。区として3つの希望する案を示したものであります。

これは、先ほど意見書もありましたが、子や孫へと次世代に住みやすい環境、文化財産を継承していきたいという切実な声であります。いま一度立ち止まってみんなで考え、話し合おうという呼びかけの請願でもあります。議会も継続審査として栃原区の請願内容を重く受け止め、区民との意見交換を実施し、他地区との意見を聞くということを約束してきました。

また、これは同時に同内容を要望書として町行政に提出もされています。その後、町もこの3つの要望に対して、2つについては取り組むという対応の回答をしているところであります。

6月議会後のこの一連の経過を見ると、議会としてこの請願を不採択にすると

いうことは、その地区に対して全否定することになってしまいます。栃原区の総意として、住民の意向は次世代に住みやすい地域、文化財産を継承していきたいという思いであります。それを考えると、全否定となる不採択ではなく一部採択、門前払いとするのではなく一部採択とすべきであると考えます。

議会も北地区の今後の振興、住民コミュニケーションの回復、学校を拠点とする地域づくりに対して協力を示すものだというふうに思い、今後のことを考え、不採択とするものではないというふうに思っております。いま一度、本議会で、委員会での不採択ではなく、一部採択を含めたものを模索すべきだと考えます。

よって、本議会に提出された同特別委員会の請願について、不採択ではなく再度、一部採択も含めたことを考えるべきと考え、この請願について賛成するものであります。ぜひ議員の皆様にはその件をお含みいただき、となる採決をお願いするものであります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

13番、楠君。

○13番（楠圭介君） 6月にこの継続審査という形で、約3か月いろいろ審議させていただきました。その中で、北地区の振興会の役員さんたちとの協議というのも、私は参加していませんが、議事録等で拝見させていただき、保護者はもちろん、志比北の多くの方が今回、この統合に向けて前向きでいるというふうな認識で私はいます。

確かに、上田議員言われたように今回の栃原の提案3つについて、そのうちの2つについて、町は前向きであるというのは間違いないのかもしれませんが、この「再考」という2文字を残してしまうと、今、準備委員会とかで必死に取り組んでいる保護者の方たちにとって足かせになると思いますので、私は反対の意を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 詳しいことについては上田議員が言われましたので、私はこの栃原区から出てきました「志比北小学校統廃合問題の再考のお願い」の請願への対応ですが、今の町の学校の統廃合の進め方については、やっぱり歩みが速過ぎる。議員として見てもそういうことを思うところです。

そういう中で、一地区からではありますが、こういう「再考のお願い」という

形で出てきたものを議会も無視するという形になるということはやはりあってはならないことだと思っています。

今の町の統廃合の進め方を見てみますと、地域の今後の方向性について、いわゆる諦めを求めるという進め方になっていないか。こんな中、一つの地区から再考の声が請願という形で出てきたわけであります。これを見ても、学校の統廃合はもっと住民に説明をする、そういう時間をかけて、住民のやはり意見を聞きながら一步を踏み出すということが必要なのに、それが見られていない現状の中で、こういう地域の願いがこもった、一部の住民という人もいますが、願いがこもった請願について、やはり無視するのではなしに採択をして、その進め方に一石を投じることは非常に大事なことであるという立場から私は請願に賛成の立場を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

ほかに。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 私はこの請願に対して反対の立場を取らせていただきます。

あり方検討委員会から今、この請願が出されるまでにかかなりの日数がたっております。それで理事者側も十分な、丁寧に対応されてきております。そして、議会も議会と語ろう会を通じて、北地区の皆様の意見を聞いて、議会としては採択、再編を進めてほしいという採択を出しております。そしてこの請願が出てきました。

この請願というのは、再編に対しての1番、2番、3番を再考してほしいという願いであります。ですから、私としてはそれを採択することはできかねると思っております。

そして、志比北地区振興連絡協議会、また北地区の区長会などの意見を書面でいただいております。その書面では再編を進めていくという方針を固めております。それを踏まえまして、私はこの請願に対して反対の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私はこの請願につきまして、賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

討論の内容、今ほど皆さんがおっしゃっていますように、中には3つの要望点

がございました。そのうち2つにつきましては、今定例会で予算が提出されて、先ほど可決されました。町が一生懸命、されてきた要望に対して前向きに対応しようというお気持ちの表れだろうと思います。

その中で、議会が、町が採択、不採択という結論が出なくても出されてきた請願に対して前向きに対応したいというお考えがある中で、議会が「いやいやいや、それは違うでしょう、そうじゃないでしょう、それは採択したら駄目でしょう」というのは、全くおかしい話だというふうに思います。なぜならば、町がやろうとしていることに対しても、不採択することによって全面否定をしようというのが不採択というふうな意味だろうと私は考えます。

これをしていきますと、住民と議会との間には、やはり大きな溝ができてくることになると思いますし、今、請願を出されている栃原地区の皆さんが孤立するようなことになっては、これは大変な事態というふうになります。そういうことを避けるためにも、やはりこの請願に対しては、一部採択ということを考えて、みんなで温かい目で、そして皆さんが納得いって統廃合あるいはそれ以外の方法を考えられるような場というのをつくっていくべきではないかと思いますので、この請願に対して採択の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 賛成討論でよろしいでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） はい。

○10番（齋藤則男君） 提案された請願について採択すべきものと思い、発言をさせていただきます。

この請願は志比北小学校の再編について、改善点や地域の人たちの要望、不安について、また将来の北地区の地域振興について、町には要望書、議会には請願として提出されたものであります。

議員としては、地域住民の声として受け止め、地域住民の代弁者として、全員一致の下で採択するのが本来の姿であると思います。そして、行政に対し、地域の住民の声を反映した再編を進めるよう求めていくべき姿が議員としての責務であると思います。

行政当局はこの要望を真摯に受け止め、その回答をしております。今、この請願を不採択にすることは、行政が行おうとすることを否定するものにもつながる

ものと思います。行政当局が地域の要望に応え、それを議会が支持し実現にもっていくのが議会の役割だと思います。もし不採択とすると、住民の声を無視し、行政当局の要望書の回答をも否定する事態となり、町民の議会離れ、議会不信にもなりかねるのではないかと思います。

委員会では僅差で不採択となりましたが、いま一度原点に立ち返り、議員としての自覚とその責務の重大さを考え、判断すべきではないでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

---

（午前11時05分 再開）

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

これより、請願第3号、志比北小学校統廃合問題再考のお願い、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

本件について、原案のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立少数）

○議長（中村勘太郎君） 起立少数です。

よって、本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第10 委員会の閉会中の継続調査の申出について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、学校再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前 11時07分 休憩）

---

（午前 11時07分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る8月28日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中、その都度指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため、万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これもちまして、令和5年度第6回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和5年度一般会計補正予算をはじめ条例改正等につきまして慎重にご審議をいただき、また適宜なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、今月10日には永平寺町婦人福祉協議会研修会にお招きをいただきました。町が進める地域包括ケアシステムについて、平均寿命や要介護、要支援認定者数など、具体的な数値を基にした現状とケアシステムを行うべき役割について、町職員が説明いたしました。

また、同日開催となりました永平寺町防災士の会講習会にもお招きをいただき、日本災害看護学会理事長で町の防災アドバイザーでもあります酒井明子先生のお

話をお伺いしました。

今年5月に発生した石川県奥能登地方での地震を事例として、在宅避難者の把握や医療ニーズの高い被災者への支援体制、医療、保険、福祉が一体となった連携体制の重要性など、町にとっても学ぶところの多い講義をいただきました。

中でも、地域が助け合い、迅速に避難する一連の流れは、誰一人取り残さない防災の実現に向けて、最も重要な要素の一つです。そのためにも、現在取組を進めています個別避難計画をより一層拡充するとともに、その重要性を住民の皆様幅広く周知してまいります。

一方で、町の公助の取組としましては、気象台からの早期注意情報を基に各課が連携して災害対応協議や避難の呼びかけを行うなど、迅速に動く体制を整えております。このような公助の取組について地域の皆様に説明する場を設けることで、さらに公助と共助が連携し、地域の防災力を向上できるように努めてまいります。

どちらの研修も、団体の皆様が自主的に催されたもので、参加された皆様の真剣な表情は非常に頼もしく、講義を聞きながら感銘を受けました。町といたしましても、このような住民の皆様の自主的な活動をできる限り支援してまいりたいと考えております。

また、11日から明日14日まで、JR東日本の社員の皆さんが永平寺町をフィールドとして人材育成の研修を行っております。「永平寺町のタウンプライド 誇れるものは」をテーマに社員30名がグループに分かれて現場視察を含めた研修を実施しており、人材育成の機会として町職員も参加しております。この後、研修成果のプレゼンテーションがあり、研修参加者による外部視点からの永平寺町のタウンプライドの発信について政策提言がありますので期待をしているところです。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 本日はどうもご苦勞さまでございました。

（午前11時12分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員